

横浜市資産指令第5020号
令和4年7月26日

許可番号 第05620192173号

産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県横浜市磯子区新磯子町27番地1

氏名 横浜ベィアスコン株式会社
代表取締役 佐々木 理夫 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

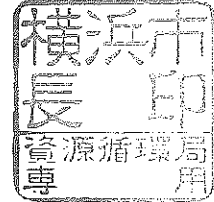
横浜市長 山中竹春

許可の年月日

令和3年12月1日

許可の有効年月日

令和10年11月30日



1. 事業の範囲

中間処理

(1) 破碎: がれき類 以上1種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市磯子区新磯子町27番10、27番1の一部

処理施設の概要

(1) 破碎1施設 1基 (624t/日)

設置年月日: 平成28年11月16日 許可年月日: 平成16年2月25日

許可番号: 10076

産業廃棄物の種類: がれき類 以上1種類

(2) 破碎2施設 1基 (1,168t/日)

設置年月日: 平成28年11月16日 許可年月日: 平成16年2月25日

許可番号: 10076

産業廃棄物の種類: がれき類 以上1種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は28,975.25m³以内とし、屋外で容器を用いずに産業廃棄物を積み上げることのできる高さは8.5m以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年12月1日 新規許可

令和3年12月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無